

令和3年度八王子市農業委員会第7回総会会議録

- 1 開催年月日 令和3年10月26日 火曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時00分 まで
- 4 出席委員 (20名)

農業委員会委員

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 米津元一 | 2番 熊澤治彦 |
| 3番 馬場貴大 | 4番 中西伸夫 |
| 5番 原島元義 | 6番 有竹満次 |
| 7番 小林裕恵 | 8番 菱山史郎 |
| 9番 坂本真一 | 10番 田中政博 |
| 11番 美濃部弥生 | 12番 峰尾達雄 |
| 13番 山田正 | 14番 門倉豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 15番 内藤廣行 | 16番 田中和敏 |
| 18番 福田一訓 | 19番 三上正治 |
| 20番 町田裕通 | 22番 井上正芳 |

- 5 欠席委員 (2名)

- | | |
|---------|---------|
| 17番 内田茂 | 21番 石川研 |
|---------|---------|

- 6 事務局職員出席者

- | | |
|-----------|---------|
| 事務局長 山崎光嘉 | 課長 須藤文夫 |
| 主査 上原裕之 | 主査 篠原勝久 |
| 主任 萩原健太 | 主任 原清貴 |

令和3年度(2021年度)

八王子市農業委員会 第7回総会 議題

(令和3年10月26日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第9 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第10 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第11 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第12 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第13 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第14 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第15 一般社団法人東京都農業会議 令和3年度農業功労者表彰候補者の推薦について

【報告案件】

- 第16 農地の権利取得の届出について
- 第17 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長

ただいまから、令和3年度八王子市農業委員会第7回総会を開会します。なお新型コロナウイルス感染症拡大防止のため室内の換気等に配慮しておりますが、合わせて総会の円滑な進行につきましても皆様のご協力をお願いいたします。欠席通告のあった委員を報告します。第17番内田茂委員、第21番石川研委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
9月1日から9月30日までの届出分（9件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
9月1日から9月30日までの届出分（32件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。
事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。
（2件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

議 長 質問なしと認め、進行します。第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（願出地が農業経営を引き続き行っていること 12件）

議 長 報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

議 長 質問なしと認め、進行します。第5「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第5「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」所有者は上川町に在住。申請地は上川町にある1筆。土地の現況地目は山林、現況となった時期は平成13年頃。当該地は市街化調整区域に属し、農振地域内で農用地区域外。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それでは、ご報告いたします。10月8日、推進委員、事務局とともに、現地を確認しました。当該地は、西東京バス「糎谷」バス停から約330メートル北東に位置しています。隣接する土地との高低差が著しく、幹の太い樹木が乱立し、全体的に篠が生い茂っているため、立ち入りが困難な状況でした。願出者の代理人からの聞き取りでは、20年以上前から病院敷地として貸し出していたとのことですが、その後、管理が行き届かない状態が続き、森林の様相を呈する状態になったとのことです。長年耕作の用に供されていないことは明白であるため、現在の状態から再び農地へ戻すことは困難だと思います。報告は以上です。

議 長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので進行します。お諮りします。第5については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」について説明。

貸し手について、住所はみなみ野五丁目、設定する土地は小比企町の土地4筆、計1,602㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は6年間。

借り手について、住所は下柚木三丁目、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積は7,707.49㎡。主たる経営作目は露地野菜、農業従事者は2人、農作業従事日数は年間250日。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。10月14日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。現地では、借受人から、今後の営農計画などをうかがいました。借受人は町田市の認定農業者であり、経営規模拡大のため、平成27年から「農業経営基盤強化促進法」に基づき申請地を借り受け、多品目の野菜を栽培しています。農地の所有者と話し合った結果、今までと同様の条件で貸借関係を続けていくことになり、今回の申請に至ったとのことです。当該地では、ネギ、キャベツ、ミニハクサイ、ブロッコリーなどの露地野菜が作付けされており、全体的にきれいに管理されていました。収穫した野菜は、地場産

農産物コーナーを設けているスーパーに出荷しているとのこと。借受人は、町田市でも約 8,000 m²の農地を耕作し、学校給食にも出荷されている農業者であり、これまでの実績を考慮すると、今回の貸借関係を成立させることに問題はないと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」について説明。

貸し手について、住所は上恩方町、設定する土地は上恩方町の土地1筆、計 519 m²。利用権の種類は「賃借権」、期間は5年間。

借り手について、上恩方町にある法人、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地は現在なし。主たる経営作目は露地野菜、農業従事者は1人、農作業従事日数は年間180日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それでは、ご報告いたします。10月8日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り受け人の法人の代表社員から今後の作付計画等を伺いました。今回利用権を設定する土地ですが、南向きに傾斜があり、日当たりがよく、現在は草刈りがされている状態でした。貸借の成立後は、ボランティア数名の協力を得ながら、トラクター等を使用し、全体的に耕うんをかけたあと、土の状態を見

ながらネギを作付していくとのことでした。収穫したネギは、この法人の関連会社が運営している工場へ納品し加工販売するほか、飲食店へ出荷していくとのことでした。この法人は新規就農に当たり、代表社員自らが経営する食品製造会社を通じて農作物の加工販売に着目し、6次産業化の取り組みにつなげていくことを考えています。このような取り組みにより、地域の活性化も期待できるため、大変心強く思っています。色々と大変なことも多いと思いますが、地域の農業者との交流を深めながら、頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第8「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」
買取申出生産緑地は裏高尾町の土地1筆、1,163㎡。
買取申出事由の生じた者について、住所は裏高尾町、申出者との続柄は「夫」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和3年6月21日」、年齢は「85歳」、年間従事日数は「300日」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それでは、地区の担当委員としてご報告いたします。10月15日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の夫は、退職後、家業の傍ら当該地で野菜作りや果樹の育成に励んできました。収穫したものは自家消費や親戚・知人に配った

りしてきました。願出者の夫は、10年ほど前に脳梗塞を患い、徐々に農作業ができなくなり、同居する妻とともに生産緑地の管理を行ってきましたが、身体の衰えにより85歳で亡くなりました。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。第9「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」
買取申出生産緑地は式分方町の土地2筆、2,184㎡。
買取申出事由の生じた者について、住所は式分方町、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和3年1月28日」、年齢は「94歳」、年間従事日数は「300日」。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それではご報告いたします。10月7日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者の妻にお話を伺いました。願出者の家は、願出者の祖父の代からの農家であり、願出者の父は中学卒業後から農業に携わり始めました。願出者の父は初め会社員として勤めながら農業に従事し、定年退職後は農業に専念するようになりました。
畑では、サヤエンドウ、インゲン、ハクサイ、ジャガイモ、ナス等の露地野菜やイチゴを栽培し、自家消費や庭先販売の他に、北野市場や

業務スーパー、ホームセンターへ出荷していました。願出者の父は 90 歳くらいまでは農業に従事してきましたが、認知症を発症されたため老人ホームへ入所し、令和 3 年 1 月 28 日に老衰のため 94 歳で亡くなりました。願出者の父が老人ホームに入所されている間は、願出者の兄が畑を維持管理されていたそうです。今回の調査により元気だった頃は、生産緑地の中心的な従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 9 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第 10「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 10「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」
買取申出生産緑地は上柚木二丁目の土地 1 筆、800 m²。
買取申出事由の生じた者について、住所は上柚木二丁目、申出者との続柄は「母」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和 3 年 7 月 11 日」、年齢は「89 歳」、年間従事日数は「300 日」。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それでは地区の担当委員としてご報告いたします。10 月 12 日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の母は、代々農家の家で育ち小さい頃から両親の農作業を手伝い、結婚後も夫亡き後も野菜作りに励んできました。収穫した野菜は自家消費や庭先販売してきました。願出者の母は、20 数年前に大腿骨

を骨折したことをきっかけに、徐々に農作業ができなくなり、同居する息子さんの手を借りながら生産緑地の管理を行ってきましたが、身体の衰えにより 89 歳で亡くなりました。今回の調査において、写真でもわかるように、きれいに整備された畑ですが、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 10 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。第 11 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 11 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」
買取申出生産緑地は尾崎町の土地 1 筆、宇津木町の土地 3 筆、大谷町の土地 4 筆、合計 8 筆、7,420 m²。
買取申出事由の生じた者について、住所は宇津木町、申出者との続柄は「本人」、申出事由は「故障」、申出事由の生じた日は「令和 3 年 9 月 8 日」、年齢は「80 歳」、年間従事日数は「300 日」。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それではご報告いたします。10 月 12 日、事務局職員、農林課職員と当該生産緑地を確認するとともに、願出者、願出者の妻、願出者の長男から話を伺いました。願出者は、中学校卒業後から家業である農業に従事してきました。トマト、キュウリ、ナス、ダイコン、ブロッコリー等の露地野菜を中心に栽培し、収穫した野菜は昭島市にある市場

や農協、道の駅八王子滝山等に出荷していました。願出者は、願出者の父が亡くなった平成元年頃から認知症と疑われる症状がありましたが、一人で農業に従事されていました。平成 29 年 8 月に体調不良のため病院で診察を受けたところ、大腸がんと診断され、8 月 17 日には手術を受けるため入院しました。その後、経過観察中の 8 月 31 日に脳梗塞を発症したため、リハビリを行い、平成 30 年 1 月末に退院しました。現在は右半身の麻痺が残り、家の中では伝い歩きができる程度で、外出となると車いすが必要になる状態です。また、要介護度 4 の認定を受け週 4 日デイサービスに通っています。そのような状態から農作業を行うことは不可能な状態であります。同居の妻、3 人の子供たちも農業の経験がなく農業に従事することが困難と思われまます。願出のあった生産緑地ですが、願出者が入院後、家族が草刈りをしたり、農協に依頼し草刈りを行い、最低限度の管理を行ってきまましたが、願出者の回復が見込まれないことから、「主たる従事者」の証明の申請をすることになったそうです。今回の調査により元気だった頃は、当該生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 故障の判断基準が難しいと感じています、先般の事案では総合的に判断するとのことでしたが、例えば、本人が農作業をできなくても家族の方などが農作業をする意思があった場合どのような判定になるのでしょうか。

事務局 生産緑地は世帯単位で維持していくことが多いので、本人だけでなく家族を含め総合的に判断することになります。家族が行う意思がある場合では、維持することができるので、願出が出てこないと思います。

議長 他にございませんでしょうか、ございませんので進行します。お諮りします。第 11 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。第 12 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 12 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」
買取申出生産緑地は式分方町の土地 3 筆、4,781 m²。
買取申出事由の生じた者について、住所は式分方町、申出者との続柄は「本人」、申出事由は「故障」、申出事由の生じた日は「令和 3 年 9 月 17 日」、年齢は「90 歳」、年間従事日数は「200 日」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員願います。

農業委員

それではご報告いたします。10 月 7 日、事務局職員、農林課職員と当該生産緑地を確認するとともに、願出者の息子、願出者の夫から話を伺いました。願出者は、嫁ぐ前から農業に従事していました。露地野菜のほか養蚕業を営んでいたこともあり畑では桑を植樹していました。桑は養蚕の餌に使用し、茶屋へ出荷していました。願出者は、7～8 年前に体調が悪化して入院し、支障のない範囲で農業経営を行ってきました。その後も入退院を繰り返し、慢性心不全及び心筋症の疑いの診断を受け、要介護 3 の認定を受けています。今年の 7 月には介護施設に入所し、今後も退所の見込みはありません。医師の診断では、日常生活動作は軽労作に制限され、車いす生活を送っている状態であるため、農作業を行うことは不可能な状態であるとのこと。同じ敷地に住む息子は農業に従事してこなかったため、農作業を手伝うこ

とは困難であり、夫は高齢かつ膀胱がんにより 10 年以上投薬している状態であります。このような本人の状態や家庭環境では、農業に従事していくことは困難と思われれます。今回の調査により元気だった頃は、当該生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 12 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買取申出がされた土地は農業者が優先して取得できます。取得希望者がいましたら、斡旋してください。事務局で対応します。第 13、第 14 の「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」は関連する議題ですので一括審議とします。事務局より説明願います。

事務局

第 13・第 14「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」被相続人について、住所は寺田町、耕作面積は 5,352.85 m²。相続開始年月日は令和 3 年 1 月 29 日。第 13 の相続人について、住所は寺田町、年齢 88 歳、被相続人との続柄は「妻」。適用を受けようとする農地は寺田町にある 8 筆、2,052 m²。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は昭和 35 年 12 月 1 日。第 14 の相続人について、住所は寺田町、年齢 58 歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は寺田町にある 14 筆、3,300.85 m²。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は昭和 60 年 4 月 1 日。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それではご報告いたします。10月13日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。第13の申請地である寺田町8筆は一体利用されており、ブルーベリー、トウガラシ、ナス、ネギ等の露地野菜の他、ブルーベリー、イチジク、キウイ等の果樹も植樹されていました。第14の申請地について、寺田町の1筆ではニンジンが作付けされていました。その他の2筆は一体として利用され、ウメが植樹されていました。その他の1筆はダイコン、カブが作付けされていました。その他の8筆は一体として利用され、サトイモ、トウモロコシ、イタリアン、ジャガイモ等が作付けされていました。その他の1筆ではサトイモが作付けされていました。その他の1筆では特に作付けはされていませんでした。収穫物は、これまで同様に自家消費や知人などに配布をしていくとのことでした。第13の願出者である被相続人の妻は親も酪農を営んできたこともあり、物心ついた時から家の手伝いで酪農に携わってきました。被相続人との結婚後ほぼ毎日農作業に従事し、農業技術を習得してきました。第14の願出者である被相続人の子は、高校卒業を機に北海道にある酪農の研修施設で研修を行い、帰ってから家の手伝いで、ほぼ毎日農作業を行ってきました。また、平成28年に東京都指導農業士の認定を受けており、父の代から酪農の農家として営んでいます。搾乳した牛乳は東京都酪農組合に出荷しています。今後も、これまで同様に母、息子と一緒に農業経営を続けていくとのことですので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいと思います。報告は以上です。

議 長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第13・第14については、これを証明することに異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。第 15「一般社団法人東京都農業会議 令和 3 年度農業功労者表彰候補者の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 15「一般社団法人東京都農業会議 令和 3 年度農業功労者表彰候補者の推薦について」

候補者について、住所は千人町二丁目。推薦理由等を説明。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 15 については、この内容で推薦することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ご異議なしと認めます。したがって、候補者を推薦することに決定しました。第 16「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 16「農地の権利取得の届出について」を報告。（6 件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第 17「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 17「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。（7 件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 10 番 田 中 政 博 委 員

第 11 番 美濃部 弥 生 委 員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和3年度八王子市農業委員会第7回総会を閉会
します。

《午後3時00分閉会》